

学校いじめの防止等基本方針

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し(いじめの認知)、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

本校の学校教育目標である「未来に向かってしなやかに伸び続ける」児童生徒づくりが「生きる力」の獲得に繋がり、いじめ防止の基本と考えている。教育目標を達成するために、児童生徒が学び続けた成果として成長の証を確かに感受できる学校づくりを進め、豊かな感性や自尊感情の高揚とともに、自己指導能力の獲得を目指す。他者とともに社会の担い手としての、自覚や責任を育み、すべての人にとって安全安心が感じられる風土を通して、望ましい公正性、協調性や社会性を獲得し、予測困難な社会に出ても、自己表現ができるコミュニケーション能力を獲得させる。この「生きる力」が非社会的、反社会的ないじめの防止、反いじめに向けた児童生徒の態度や行動に繋がるものであると捉え、学校教育目標の実現への具体的な実践、具現化のさらなる推進により「一人一人を徹底的に大切にする」人権尊重の精神の構築を目指すものである。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会の設置

ア 委員会名 「いじめ・不登校対策委員会」

イ 構成員(職名又は校務分掌)

学校長、副校長、教頭、指導支援部長、補導主任、各学年補導担当、養護教諭、スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー、(各ステージマネージャー)、子ども支援コーディネーター

※緊急対応の場合はこの限りではない

ウ 開催時期

- ・定例会 週1回
- ・緊急会 随時開催

エ 委員会として取り組む内容

- ①発生したいじめ事案の報告と今後の事案の未然防止への対策及びその共通理解。
- ②保健室やスクールカウンセラーからの現状把握と対応について協議する。ケースによっては児童相談所、警察機関、市教委への報告と協議。
- ③いじめ加害者と被害者への情報聴取とその指導のあり方を協議。両保護者への情報提供と指導についての理解と協力の依頼。

オ 児童生徒・保護者への周知

学校のホームページや学校だより等で周知する。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ①プリント、ファイル、ロッカーなどの整理整頓を自主的に行えるよう支援し、児童生徒が安心して学習できる環境を整える。
- ②教室、トイレ、校舎内などの清掃を徹底し、破損個所などがあれば迅速に修繕する。

イ 授業改善

- ①教材や教具を研究し、児童生徒にわかる授業を行う。基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。
- ②言語活動型グループ学習による授業づくりを通して、幅広い表現力を育成することで、お互いの意見を交流できる場を作る。また、意見交流することで、色々な考えがあることを知り、認めあえる関係を作る。

ウ 道徳教育

- ①道徳の授業だけでなく、教育活動全体を通じて、人を大切にし、尊重できる児童生徒の育成をめざす。
- ②学年や児童生徒の実態に応じた教材や資料をもとに学習を展開し、集団の一員としての自覚や態度、能力を培う。

エ 人権教育

- ①1人1人の背景を理解し、寄り添うことで、子ども同士が「つながり」を感じ、人権の大切さに気付き、自己のよりよい生き方につなげていこうとする態度を養う。
- ②憲法学習や人権学習などの取組を通して「いじめは絶対に許されない人権侵害である」ことを理解させ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、人権意識を高める取組を推進する。

オ 体験学習

様々な体験活動を通し、自分の将来展望を考えさせるとともに、「他者とのかかわりの中で自分はどうすべきか」ということを考える中で、身近にいる仲間や地域の方々と協力する態度を身につけさせることを通し、他者を大切にし、思いやりを持てる態度を養う。

カ 児童生徒が主体的に行う活動

児童生徒会や教職員とのつながりを実感できる「あいさつ運動」を中心とした児童生徒会活動や、児童生徒会が中心となった主体的・自発的な活動を重視・支援するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につながる指導を進める。

キ 児童生徒同士の絆づくり

児童生徒会活動や学級活動、部活動などの活動を通して、児童生徒同士の絆を深める教育活動を展開し、好ましい人間関係を築く力の育成を目指す。

ク 保護者の啓発

- ①いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことの理解を広く求める。家庭連絡や家庭訪問を密に行い、家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。
- ②家庭教育学級や地域児童生徒指導連絡協議会など、家庭・地域を巻き込んだ研修会を開催し、地域全体の意識の向上に努める。

ケ その他

学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策推進法の趣旨や国立教育政策研究所の報告を踏まえたうえで結果を分析し、成果と課題を周知するとともに課題解消のための対策を講じる。

(2) いじめの早期発見のための・積極的認知のための取組

ア 日常の児童児童生徒に関する情報共有

①日常の児童生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒の些細な変化に気づき、児童生徒の実態把握に努める。そして、その情報を教職員が共有し、その情報を分析し速やかに対応する。

②情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実に行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い児童生徒の変化を早期に発見する。日常の行動を振り返り、意識的・積極的に活用していく。

イ 児童児童生徒に対する定期的な調査

アンケートの実施

クラスマネジメントシート(わたしのクラスアンケート わたしの毎日アンケート)、いじめに関するアンケートを複数回、教育相談前に事前のアンケートを実施し、その都度、学年や学級ごとに内容を確認し児童生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。
また、結果から背景を探り、早期の支援・指導を行う。

ウ 教育相談の実施

①5月と10月に教育相談を設定し、積極的な相談活動を実施する。事前アンケートの結果を把握し、生徒を観察し、児童生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。児童生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。

②事前アンケートについてはスクールカウンセラーとも連携し本校児童生徒の課題や問題について適切に実施できるように検討し実施する。

エ その他

日常的に児童生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。

(3) いじめやその疑いを把握した時の校内での情報共有及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

①初期段階のいじめ事案についても、学校が組織として把握し(いじめの認知)、解決に向けた取組を行う。

②いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた児童生徒又は保護者への支援、いじめを行った児童生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

イ いじめが発覚したときの対応

いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。いじめを行った児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。また、いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

いじめやその疑いを把握した時の校内での情報共有及び対応について(図式)

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任(担当者)といじめ対策委員会との連携方法の 確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組(発達支持的生徒指導の充実)

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動

いじめ(その疑いがあるものを含む。以下同じ)の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

組織(いじめ対策委員会)で情報共有し、事実関係を把握する。

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任(担当者)をはじめ、つながりのある教職員を中心に、すみやかに、関係児童生徒(加害・被害とも)の家庭訪問を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり 謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること (救済)
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと (回復)

ウ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ①京都市教育委員会・京都府警察本部と連携し「非行防止教室」を実施し、インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ②個人情報漏洩や他人への中傷・誹謗の書込みについて、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ③日常の児童生徒同士の関わりの中に適宜介入し、児童生徒のソーシャルスキルの向上に努め、児童生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ④PTA活動や地域児童生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ①いじめを受けた児童生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が続いても3ヶ月以上の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒の様子を含めて状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。
- ②いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ③教職員は、当該いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒について、日常的に注意深く観察する。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

- ①校内研修や小中合同研修で教職員の資質能力の向上に努める。

(案)

4月 校内研修会①	・年間計画と役割の明確化、いじめ防止プログラム、PDCAサイクルの確認、 ・いじめに関して気になる児童生徒の共有(2～9年)
校内研修会②	・いじめに関して気になる児童生徒の共有(1年)
6月 校内研修会③	・いじめに関する研修の実施
8月 夏季研修会④	・4月～7月のいじめ事案の経過の共有
小中合同研修会⑤	・いじめ問題について協議、連携を深める
11月 校内研修会⑥	・学校評価に基づく改善策について
2月 校内研修会⑦	・年度末反省

4 保護者・地域、関係機関との連携

ア 保護者・地域との連携の推進に向けて

- ①いじめ問題に対する理解を深める家庭教育講座や地生連での研修会を設定する。また、平素からスクールカウンセラーとの連携を密にしておく。
- ②「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ③機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことの理解を広く求める。具体的には、『いじめられていないか?』と同等、『いじめていないか?』の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。

イ 関係機関との連携の推進に向けて

いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童生徒の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童生徒・被害児童生徒の精神的ケアを図る。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法・京都市いじめの防止等に関する条例を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、(①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。)と定義されている。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、(事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生防止に向けた取組の推進 等)を速やかに行う。また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画(予定)

(例) いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。

月	対策会議(いじめ対策委員会等)の開催や教職員の資質能力向上(校内研修)の取組	未然防止の取組		早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
		前期課程	後期課程		
4	◇いじめ・不登校対策委員会(週1回) 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童生徒・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラムPDCAサイクルの確認」 「いじめに関して気になる生徒状況共有」	・入学式 ・学級開き ・学級目標決め	・入学式 ・学級開き ・新入生歓迎会 ・学級目標決め	・アンケートやクラスマネジメントシートについて確認と共有	・HP、学校だより発信 ・授業参観 ・学年懇談会 ・二者懇談会
5	◇いじめ・不登校対策委員会(週1回) 「未然防止に向けた取組の確認」 「クラスマネジメントシート実施に向けて」 ◆校内研修会 「いじめに関して気になる生徒状況共有」	・1年生を迎える会 ・憲法講話 ・教育相談(1回目)5・6年 ・EdvPath(1回目)5・6年 ・生徒総会(5・6年)	・憲法講話「いじめの問題」 ・生徒総会 ・修学旅行【9年】 ・校外学習【8年】 ・教育相談(1回目) ・EdvPath(1回目)	・教育相談の実施(1回目) ・クラスマネジメントシートの実施(1回目)	・学校運営協議会 ・進路保護者会
6	◇いじめ・不登校対策委員会(週1回) 「クラスマネ・教育相談の結果の共有と対策」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」 ◆校内研修会 「いじめに関する研修の実施」	・非行防止教室(5年) ・救命講習(5年)	・非行防止教室 ・防煙教室(8年) ・救命講習(8年)	・記名式いじめアンケートの実施(1回目) ※必要に応じて聞き取りを行い、保護者連絡。前回実施分の追跡調査	・授業参観 ・PTA総会 ・道徳公開授業 ・教員救命講習
7	◇いじめ・不登校対策委員会(週1回) 「クラスマネジメントシートの結果から」 ◆生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」 「長欠生徒調査」	・EdvPath(2回目)5・6年 ・学年集会 ・薬物乱用防止教室 ・6年宿泊学習	・夏季休業前指導 ・学年集会 ・夏季学習会 ・EdvPath(2回目)	・学校評価アンケート	・三者懇談会

8	◇いじめ・不登校対策委員会(週1回) 「いじめ防止プログラムの見直し」 「夏季校内研修」に向けて ◆校内夏季研修会 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」 ◆生徒指導委員会 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 「自殺予防について」 ◆小中合同研修会 「いじめ問題について協議、連携を深める」		・リーダーズプロジェクト ・夏季学習会	・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討	
9	◇いじめ・不登校対策委員会(週1回) 「学校評価の実施に向けて」	・文化祭の取り組み ・体育祭の取り組み ・EdvPath(3回目)5・6年	・文化祭の取り組み ・EdvPath(3回目)		
10	◇いじめ・不登校対策委員会(週1回) 「学校評価の結果について」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」	・体育大会 ・文化祭 ・教育相談(2回目)5・6年	・体育大会 ・文化祭 ・教育相談(2回目)	・記名式いじめアンケートの実施(2回目) ・教育相談の実施(2回目)	・進路懇談会(9年のみ) ・学校評価の実施 ・学校運営協議会 ・進路保護者会
11	◇いじめ・不登校対策委員会(週1回) 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆職員会議・研修会 「学校評価に基づく改善策について」	・薬物乱用防止教室(6年) ・EdvPath(4回目)5・6年 ・5年宿泊学習	・薬物乱用防止教室 ・職業体験学習(8年) ・EdvPath(4回目)	・クラスマネジメントシートの実施(2回目)	・入学説明会
12	◇いじめ・不登校対策委員会(週1回) 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」 「クラスマネジメントシートの結果から」 「いじめ防止プログラムの見直し」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」 「長欠生徒の調査」	・人権学習 ・学年集会	・性に関する学習(9年) ・人権学習 ・冬季休業前指導 ・学年集会	・学校評価アンケート	・三者懇談会
1	◇いじめ・不登校対策委員会(週1回) 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 ◆年間反省(部会ごと) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	・EdvPath(5回目)5・6年	・小中連携の情報の集約について ・EdvPath(5回目)		
2	◇いじめ・不登校対策委員会(週1回) 「学校評価の結果について PDCAサイクル」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省(全体) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	・EdvPath(6回目)5・6年	・性に関する学習(7・8年) ・EdvPath(6回目)		・学校評価の実施 ・学校運営協議会
3	◇いじめ・不登校対策委員会(週1回) 「学校評価の結果について」 「いじめ防止プログラムの見直し」 ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」	・9年生を送る会	・9年生を送る会 ・卒業式		

※年間計画や内容については、変更の可能性があります。ご了承ください。